

大田原市中心市街地活性化協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大田原市中心市街地活性化協議会規約第14条第2項に基づき、大田原市中心市街地活性化協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、大田原市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業実現化のための課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (2) 新規事業実現化のための調査、研究に関する事項
- (3) その他中心市街地の活性化に関する事項

(部会員)

第3条 専門部会の部会員は、事業実施者、土地・建物等を所有する地権者、NPO法人、市民、商業者、その他事業の密接な関係者や協議会の構成員から指名された者で構成する。

(組織)

第4条 専門部会に部会長1名、副部会長1名及び部会員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会の部会長は、専門部会の互選により選任する。

- 2 副部会長は、部会長の指名により選出され、専門部会で選任する。

(職務)

第6条 専門部会の部会長は会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は、部会長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて専門部会に関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について、運営委員会に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、平成19年3月28日から施行する。